

分収林改革の推進

I. 分収林事業の概要

II. 県事業の内容

III. 新たな森林管理スキームへの移行

IV. 農林機構の債務整理

V. 今後のスケジュール



農林水産部林務課

分収林事業の概要

1 事業の経緯

戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、昭和33年制定の分収造林特別措置法（昭和58年「分収林特別措置法」に改題）に基づき、各都道府県において設立された林業公社（本県：昭和37年（社）兵庫県造林公社を設立）が、土地所有者と分収造林契約（地上権設定）を締結し、スギ・ヒノキ人工林の造林を実施

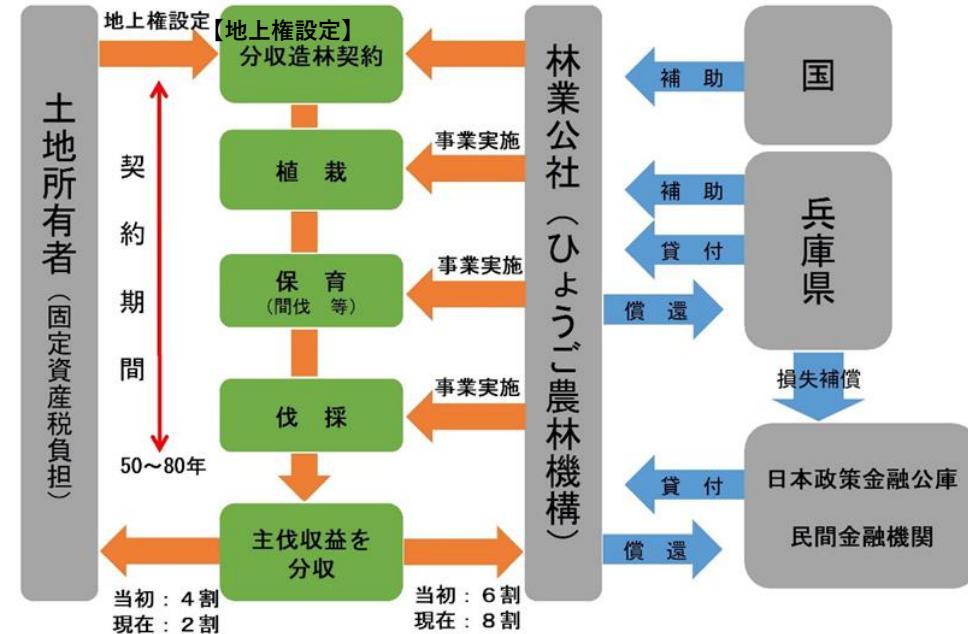
2 事業の仕組み

- ①林業公社が土地所有者と分収契約(50～80年)を締結
- ②借入金により植栽や保育等の管理を行い、主伐（収穫）時の収益を公社と土地所有者で分収
- ③公社は分収された当該収益で借入金を償還

3 借入金の状況（R6末）

農林機構は、県及び日本政策金融公庫からの**713億円**を借入

| | 元金 | 利息 | 計 |
|----|---------|--------|---------|
| 県 | 439.5億円 | 12.6億円 | 452.1億円 |
| 公庫 | 273.6億円 | 0円 | 273.6億円 |



4 分収林契約者

分収林契約に基づく管理面積は21,735haで、県内の民有人工林221千haの約1割を占める。

分収林契約者の約9割は、財産区や地元自治会、生産森林組合等の団体が占めており、個人や企業等は少ない。

| 項目 | 内 容 |
|------|--|
| 管理面積 | 21,735ha |
| 契約者 | 788者 (1,252契約) <ul style="list-style-type: none"> ・財産区、自治会等 70% ・生産森林組合 21% ・県、個人、企業 9% |

分収林事業の見直しに係るこれまでの経緯

| 時期 | 委員会等 | 構成等 | 主な内容 |
|-------------------|----------------------|--------|--|
| R 3年度 | 包括外部監査 | 外部監査委員 | <ul style="list-style-type: none"> 700億円を超える借入金を抱え、実質的に債務超過 外部有識者で構成する検討委員会を発足し、存廃を含む事業のあり方について早急に検討が必要 |
| R 4年8月～ R 6年5月 | 分収造林事業のあり方検討委員会 | 外部有識者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業を継続しても借入金の完済は不可能 当初想定していた、分収収益で債務返済するスキームは成立しておらず、実質的に破綻状態にあるため、債務整理が不可避 森林の公益的機能を維持していくことは今後も欠かせないため、より効果的・効率的な森林管理手法への転換が必要 |
| R 6年6月～ R 7年2月 | 分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会 | 外部有識者 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の事業スキームによる分収造林事業は事実上破綻しており、事業からの撤退後も引き続き分収林を適正管理するため、分収林契約から早期に新たな森林管理スキーム（民間経営または公的管理）に移行 |
| R 7年3月 | 県政改革方針 | 県が策定 | |

令和6年12月20日開催 県政改革調査特別委員会

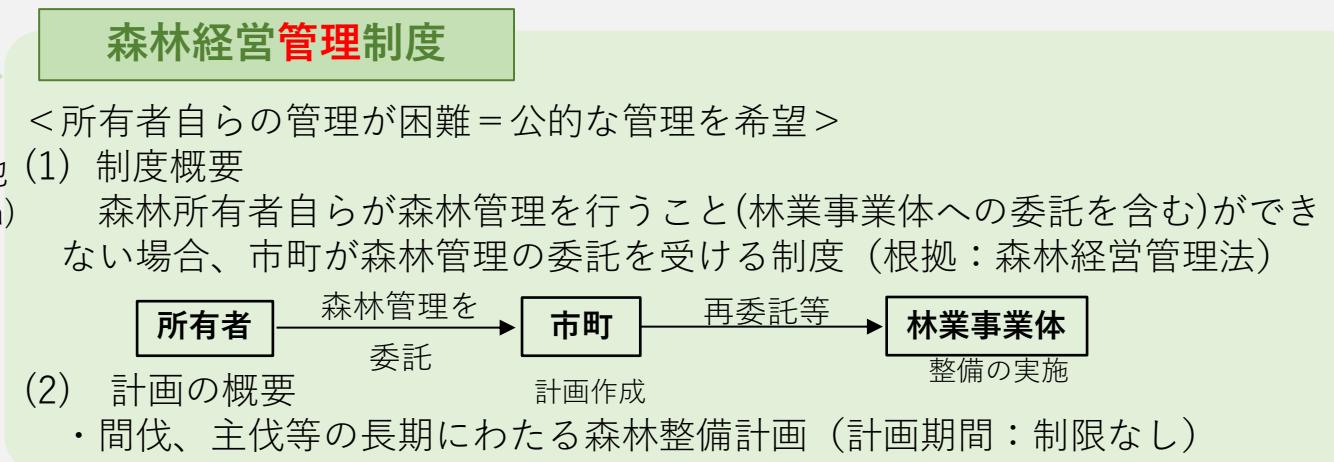
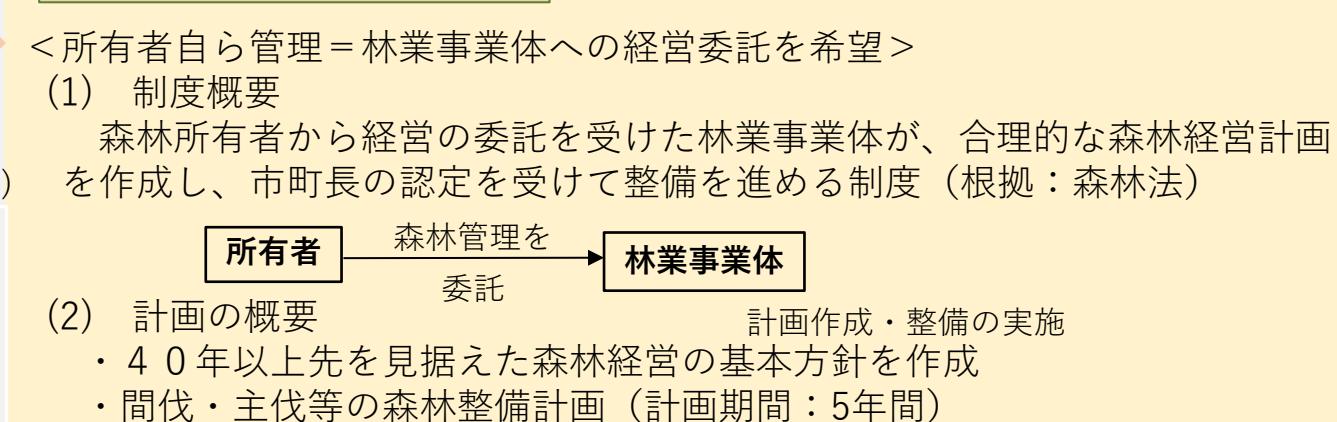
➡ 令和7年3月県政改革方針として策定

分収造林事業

改革案

(2) 新たな森林管理主体

収益が見込める伐採林を含む契約地は、森林法に基づき**林業事業体が管理主体となる「森林経営計画制度」**、収益が期待できない保育林・自然林のみの契約地は、森林経営管理制度に基づき**市町が管理主体となる「森林経営管理制度」**の2軸を主とした新たな森林管理スキームに移行



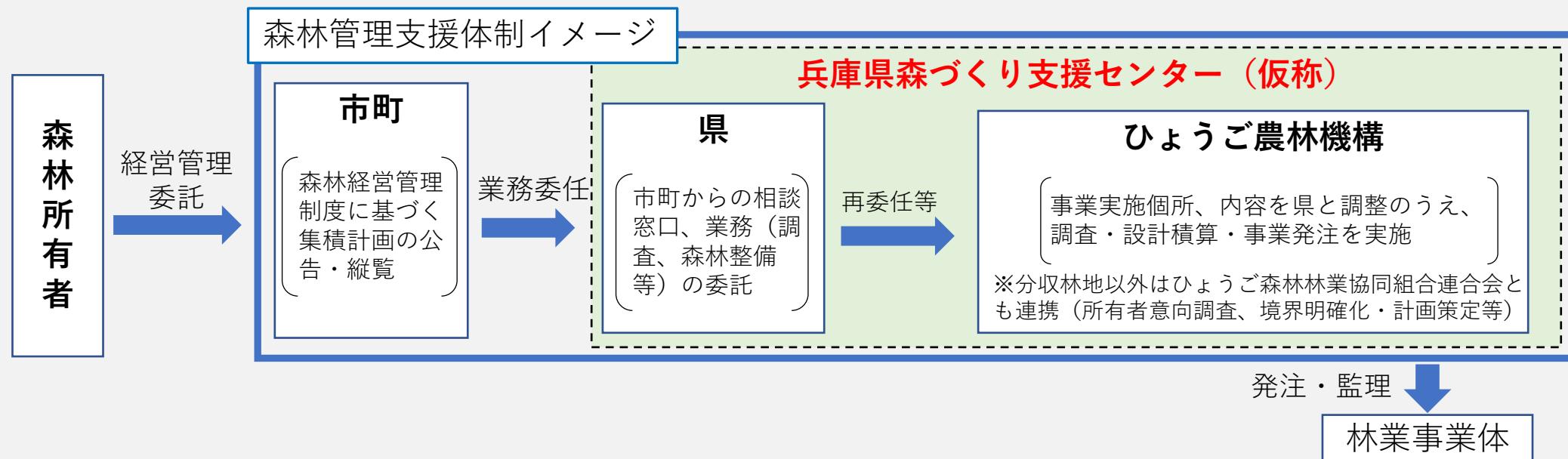
分収造林事業

➡ 令和7年3月県政改革方針として策定

改革案

(3) 森林経営管理制度を担う市町への支援

- ア 市町管理となる森林経営管理制度は、人材面、財政面から市町業務の負担となっていることを踏まえ、県が主体的に関与し、森林経営管理制度の業務を相談・受託できる体制を構築
- イ 体制構築にあたっては、分収林をはじめとする多くの人工林を管理してきた農林機構の知識・経験を活かし、県と農林機構を中心とする「兵庫県森づくり支援センター（仮称）」を設置
- ウ 「兵庫県森づくり支援センター（仮称）」は、市町から森林経営管理業務を受託し、保育林等を適切に管理



3 ひょうご農林機構の組織体制のあり方

農林機構がこれまで培ってきた知識・経験を活かしつつ、県民負担をできる限り抑制する観点から、新たな森林管理スキームを推進する新組織を県と農林機構で設置。

併せて、新たな森林管理スキームを担う農林機構の分収林部門と、その他の森林整備部門とが一体的に県内的人工林管理を適正に進められるよう、機構内のマネジメント機能を強化

令和7年9月2日開催 県政改革審議会

II 各項目 2 分収造林事業

令和7年度進捗状況

| 項目 | 進捗状況 |
|-----------------|---|
| 債務整理 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度中の債務整理に向けて、森林資産等の農林機構が保有する資産の時価評価や特定調停のスケジュール等について、弁護士等や日本政策金融公庫との事前協議を実施中 |
| 新たな森林管理スキームへの移行 | <ul style="list-style-type: none"> 分収林契約者への県政改革方針に係る説明会を順次開催中（21市町のうち19市町26会場で開催済（R7.8.6迄）） 市町が実施する公的管理（森林経営管理制度）の業務を相談・受託できる「兵庫県森づくり支援センター（仮称）」に係る具体的な業務等について精査中 |
| 組織体制 | <ul style="list-style-type: none"> 農林機構と県が連携して森林管理を支援できる組織体制やその他の森林部門を含めたマネジメント力強化に向けた組織体制について検討中 |

主な取組の工程表

| 区分 | R7年度 | | | R8年度～ |
|-------------------------|----------------------------|--------|-------------|---------------------------------|
| | 4～9月 | 10～12月 | 1～3月 | |
| 債務整理 | 資産評価等 | → | 債務整理手続き等 | |
| 新たな森林管理スキームへの移行に向けた体制整備 | 県政改革方針の説明 | → | 個別契約者への事前説明 | 契約者との移行（解約）交渉 →順次、新たなスキームへ移行 |
| | 公的管理（森林経営管理制度の運用）に係る市町との協議 | | | |
| | 新たな森林管理に係る支援体制の検討 | | | 兵庫県森づくり支援センター（仮称）の運営 |
| 組織体制 | 森林部門全体の組織体制の検討 | | | 新体制による運営 |